

南山大学安全保障輸出管理規程運用細則

(目的)

第1条 南山大学安全保障輸出管理規程（以下「規程」という。）第12条および第14条に定める安全保障輸出管理に必要な事項および手続は、この運用細則（以下「細則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において使用される用語の意義は、規程に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- 1 「相手先」とは、技術の提供については当該技術を利用する者、貨物の輸出については当該貨物の需要者、仕向地をいう。
- 2 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術をいう。
- 3 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表の第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物をいう。
- 4 「キャッチオール規制」とは、外為令別表の16の項に掲げる技術および輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器もしくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- 5 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤もしくは細菌製剤、もしくはこれらの散布のための装置、またはこれらを運搬することができるロケットもしくは無人航空機をいう。
- 6 「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- 7 「開発等」とは、開発、製造、使用または貯蔵をいう。

(安全保障輸出管理最高責任者の業務)

第3条 規程第5条で定める安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）は、外為法等またはこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、安全保障輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(安全保障輸出管理統括責任者の業務)

第4条 規程第6条で定める安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）は、最高責任者の指示に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 安全保障輸出管理に係る該非判定ならびに取引審査の二次判定および最終承認
- 2 安全保障輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続
- 3 全学的な安全保障輸出管理業務の統括および全学への徹底事項の指示、連絡、要請

(安全保障輸出管理責任者の業務)

第5条 規程第7条に定める安全保障輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、統括責任者を補佐し、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 安全保障輸出管理に係る事前確認の承認
- 2 安全保障輸出管理に係る該非判定ならびに取引審査の一次判定および承認
- 3 学部等における安全保障輸出管理の教育
- 4 学部等に所属する教職員等からの安全保障輸出管理に関する相談対応

(安全保障輸出管理事務担当の業務)

第6条 規程第8条に定める安全保障輸出管理事務担当は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 教職員等が行う安全保障輸出管理手続の受付・相談窓口
- 2 教職員等が行う安全保障輸出管理手続に関する支援
- 3 統括責任者および管理責任者の支援
- 4 安全保障輸出管理に係る経済産業省等への相談および許可申請に関する事務

(事前確認)

第7条 取引を行おうとする教職員等は、規程第11条2項の場合を除き、「事前確認シート」(様式1-1から1-5)に基づき、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。

- ② 前項により取引審査の手続が必要と判断された場合は、教職員等は、第8条から第12条までに定める手続を行わなければならない。

(該非判定)

第8条 教職員等は、当該技術または貨物がリスト規制技術またはリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」(様式2-1)を管理責任者に提出するとともに、該非判定の結果について管理責任者による確認を受けなければならない。

- ② 該非判定は、以下のとおり行う。

- 1 本学で研究・開発した技術の提供または貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術またはリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
- 2 本学以外から入手した技術の提供または貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先からの該非判定書等がなくても該非判定できる場合は、当該文書の入手を省略することができる。

(用途確認)

第9条 教職員等は、当該技術または貨物の用途について大量破壊兵器等または通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、「用途」チェックシート」(様式3)および「明らかガイドラインシート」(様式4)等を用いて確認し、管理責任者に提出しなければならない。

- ② 前条に定める該非判定の結果非該当と確認され、かつ相手先が輸出令別表第3に掲げる国である場合には、前項の確認は不要とする。

(相手先確認)

第10条 教職員等は、当該技術または貨物の相手先について「相手先」チェックシート」(様式5)等を用いて確認し、管理責任者に提出しなければならない。

- ② 第8条に定める該非判定の結果非該当と確認され、かつ相手先の所在が輸出令別表第3に掲げる国である場合には、前項の確認は不要とする。

(取引審査)

第11条 教職員等は、第8条から第10条の確認を得た上で、リスト規制およびキャッチオール規制の観点から作られた「審査票」(様式6-1および6-2)を管理責任者に提出して、管理責任

者による一次判定を経て、統括責任者による二次判定を受け、その承認を得なければならない。

② 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、相手先、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

(その他の輸出管理上の懸念の確認)

第12条 管理責任者および統括責任者は、第8条から第11条の確認手続において輸出管理上の懸念がないと判定された場合であっても、当該技術または貨物が経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けていないか等、その他の輸出管理上の懸念を確認するものとする。

(許可申請)

第13条 統括責任者は、第11条第1項による承認が得られた場合、当該取引について、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

② 外為法等により経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を取得しない限りこれを行ってはならない。

(技術の提供管理)

第14条 教職員等は、技術を提供する場合、第8条から第12条の手続が行われたことおよび技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

② 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない取引の場合、その許可を得ていることを確認しなければならない。

③ 教職員等は、前2項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第15条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第8条から第12条の手続が行われたことおよび貨物が出荷書類の記載内容と同一であることを確認しなければならない。

② 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない取引の場合、その許可を得ていることを確認しなければならない。

③ 教職員等は、前2項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

④ 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告しなければならない。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(監査)

第16条 最高責任者は、本学の輸出管理が規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(調査)

第17条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、リスト規制技術の保有状況について調査を定期的に行うものとする。

(指導)

第18条 統括責任者は、教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第19条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等および規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員等に対し、輸出管理に関する研修および啓発を計画的に行うものとする。

② 教職員等は、リスト規制技術等を保有する学部等に所属する学生に対し、外為法等および規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、必要な教育を行うものとする。

(文書管理または記録媒体の保存)

第20条 教職員等は、統括責任者および管理責任者の指示のもと、輸出管理に係る文書、図面または電磁的記録を、技術が提供された日または貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(改 廃)

第21条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、2020年4月1日から施行する。